

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、
物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国
政府との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	協定の主要な内容	一
三	協定と現行協定との事項別対照表	四

一 概説

1 協定の成立経緯

我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を背景として、平成二十七年九月、我が国において、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）（以下「平和安全法制」という。）が成立した。平和安全法制に定める措置には、日本国の自衛隊からアメリカ合衆国軍隊に対する物品及び役務の提供（以下「物品役務提供」という。）の拡大が含まれるところ、今般、日米両国政府は、平和安全法制に基づく新たな物品役務提供についても、平成八年に締結され、平成十一年及び平成十六年に改正された日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「現行協定」という。）に定める決済手続等の枠組みを適用することができるよう、現行協定に代わる新たな協定を締結することにつき交渉を行ってきた。その結果、平成二十八年九月二十六日に東京で、我が方岸田外務大臣と先方ケネディ駐日米国大使との間でこの協定の署名が行われた。

2 締結の意義

この協定の締結は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の緊密な協力を促進し、日米安全保障条約の円滑なかつ効果的な運用に寄与し、また、平成二十七年四月に公表された日米防衛協力のための指針において言及されている二国間協力の実効性に寄与することとなる。さらに、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊が行う活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、国際の平和及び安全に積極的に寄与することとなる。

二 協定の主要な内容

この協定は、前文、本文十二箇条及び末文から成っている。その主要な内容は、次のとおりである。

なお、この協定に関連し、平成二十八年九月二十六日、日本国防衛省とアメリカ合衆国防省は、新たな手続取極に署名した。

- 1 この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬の各区分に係るものとし、それぞれの区分に係る後方支援、物品又は役務の例については、付表1において定める旨を規定する。また、後方支援、物品又は役務の提供には、日本国の自衛隊によ

る武器の提供又はアメリカ合衆国軍隊による武器システムの提供を含まない旨を規定する。

さらに、この協定は、日本国の自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊がそれぞれ自国の法令に従って行う活動であって、第二条から第六条までに定めるものための後方支援、物品及び役務の日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること、この協定は、相互主義の原則に基づく後方支援、物品又は役務の提供のための枠組みについて定めること、この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務の使用は、国際連合憲章その他の適用可能な国際法と両立するものでなければならないこと等を規定する（第一条）。

2 いずれか一方の当事国政府が、日本国の自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練のための後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる旨を規定する（第二条）。

3 いずれか一方の当事国政府が、日本国の自衛隊若しくはアメリカ合衆国軍隊が行う国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動又は大規模な災害に係る活動のための後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる旨を規定するとともに、日本国の自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する後方支援、物品又は役務の提供は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に従って行われる旨を規定する（第三条）。

4 いずれか一方の当事国政府が、重要影響事態に際して日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊が行う活動であって、日米安全保障条約の目的の達成に寄与するもの又はその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与するものための後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる旨を規定するとともに、日本国の自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する後方支援、物品又は役務の提供は、重要影響事態に対処するための日本国の措置について定めた日本国の関連の法律に従って行われる旨を規定する（第四条）。

5 いずれか一方の当事国政府が、日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊が行う次の活動のための後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる旨を規定するとともに、日本国の自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する後方支援、

物品又は役務の提供は、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態及び存立危機事態に対処するための日本国の措置について定めた日本国の関連の法律に従って行われる旨を規定する。

- ・ 武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して、日本国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動
- ・ 存立危機事態に際して、日本国と密接な関係にある国に対する武力攻撃であつて、これにより日本国の存立が脅かされ、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるものを排除するために必要な活動（第五条）

6 いずれか一方の当事国政府が、この協定の第二条から第五条までの規定の適用を受ける活動以外の活動であつて、国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のために日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊が行うものための後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができ旨を規定するとともに、日本国の自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する後方支援、物品又は役務の提供は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、国際社会が共同して対処するものに対処するための日本国の措置について定めた日本国の関連の法律又は付表2に定める日本国の法律の規定であつてその時に有効なものに従って行われる旨を規定する（第六条）。

7 この協定に基づく物品役務提供に係る決済の手續等について定める（第七条）。

8 償還される後方支援、物品又は役務の価格は、この協定の第十条に基づいて締結される手續取極に定める関連規定に基づいて決定される旨を規定する（第八条）。

9 提供される後方支援、物品又は役務については、提供側政府の書面による事前の同意を得ないで、日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊以外の者又は団体に移転してはならない旨を規定する（第九条）。

10 この協定に基づいて行われる後方支援、物品又は役務の要請、提供、受領及び決済の実施については、日本国防衛省とアメリカ合衆国防省との間で締結される手續取極にのみ従うものとする旨を規定する（第十条）。

11 この協定は、日米地位協定に基づく両当事国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと、日米両国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議すること等を規定する（第十一条）。

12 この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手續に従つて承認されなければならないこと、この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずること、この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いず

れか一方の当事国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとするを規定する。また、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができること、この協定の終了の後においても、この協定の条件に従った財政上の義務及び合意された移転は、別段の合意がない限り、履行されるまで拘束力を有すること、この協定は、両当事国政府の書面による合意によって改正することができること、この協定の付表2は、両当事国政府の書面による合意により、この協定を改正することなく修正することができること等を規定する。さらに、現行協定は、この協定の効力発生の日に効力を失うこと、現行協定の条件に従った財政上の義務及び合意された移転は、別段の合意がない限り、履行されるまで拘束力を有する旨を規定する（第十二条）。

三 協定と現行協定との事項別対照表

	協定	事項	現行協定	事項
1	第一条	定義、協定の目的、基本原則等	第一条	定義、協定の目的、基本原則等
2	第二条	多数国間訓練のための物品役務提供	第二条	共同訓練のための物品役務提供
3	第三条	P K O等のための物品役務提供	第三条	P K O等のための物品役務提供
4	第四条	重要影響事態における物品役務提供	第四条	周辺事態における物品役務提供
5	第五条	武力攻撃事態等及び存立危機事態における物品役務提供	第五条	武力攻撃事態等における物品役務提供
6	第六条	その他の目的のために行う活動のための物品役務提供	第六条	その他の目的のために行う活動のための物品役務提供
7	第七条	品役務提供	第七条	品役務提供
8	第八条	決済手続	第八条	決済手続
9	第九条	価格の決定	第九条	価格の決定
		第三者移転の制限		第三者移転の制限

12	11	10
第十二条	第十一条	第十条
効力発生及び改正等	日米地位協定との関係等	手続取極の締結
第十二条	第十一条	第十条
効力発生及び改正等	日米地位協定との関係等	手続取極の締結

